

議会運営委員会会議録

(令和5年9月1日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年9月1日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	吉村直城	副委員長	尾崎恵一
委員	吉田茂生	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	山下正敏

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

議員 少林法子

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
		局長補佐	藤本吉信

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花慶司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (5) 追加議案について
- (6) 各委員会等の開催について
- (7) その他

開会 10時00分

閉会 11時00分

○尾崎副委員長 皆さん、おはようございます。皆さん、おそろいで所定の時間となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。会に先立ちまして、委員長より一言御挨拶をお願いいたします。

○吉村委員長 おはようございます。全員の委員の皆さんに御出席いただきましてありがとうございます。

台風の影響があったり、少し東になった感じもいたしますが、まだまだ厳しいように伺っておりますが、・・・と思います。早速でございますが、議会運営委員会を開催いたしますが、いつもどおり精力的な御意見をいただきまして、ちょうだいいたしまして、できるだけスムーズに対応していただきたいと思います。御協力のほど、よろしくをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

○尾崎副委員長 それでは早速協議事項に入ってまいります。

これからの進行、取りまとめ、委員長、よろしくをお願いいたします。

○吉村委員長 それでは早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

まず、議事日程でございますが、その中で会議録署名議員でございますが、今回は1番の尾崎議員、2番の嘉喜山議員2名の議員でお願いいたしたいと思っておりますが、これについてはよろしゅうございますね。

はい、ありがとうございます。それでは1番尾崎議員、2番嘉喜山議員、2人の議員でお願いいたします。

次に、会期の日程でございますが9月8日から9月15日の8日間ということに決定いたしたいがこれについては、異議ありませんか。

それでは、会期は9月8日の初日から9月15日金曜日の8日間ということに決定させていただきます。

次に、諸般の報告でございますが、議長の活動状況報告、例月出納検査報告、陳情の取扱い報告、議員派遣結果報告、これにつきましては、9月8日の初日ということで決定いたしたいが、これにつきましてはよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 ありがとうございます。それでは諸般の報告につきましては、初日9月8日ということで決定させていただきます。

次に所管事務調査、委員長報告でございますが、報告は総務文教常任委員会石川委員長のほうから9月8日、初日に報告ということにしたいが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

ありがとうございます。それでは、所管事務の件は8日初日ということで、よろしくをお願いいたします。

次に、一般質問の方法についてでございますが、皆様にお手元にタブレットに届いておると思いますが、お目通しもされとると思っておりますが、通告順で1番金繁議員、2番尾崎議員、3番吉田議員、4番石川議員、5番池田議員、6番少林議員、6名、出ております。この一般質問について皆さん、何か、この議事進行に等に影響があるとか、何とか、お気づきの点がございましたら、御意見を伺いたしたいと思います。ありませんか。

石川議員。

○石川委員 ここにも出てますけど、今までどおりですね、4人、初日にやって、翌、日程に残り2人という形にすればいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉村委員長 これはまた後で協議するつもりだったんですけども、今、石川議員からそういう意見も出ましたんで、それでは最初の進行上の云々につきましては、よろしゅうございますね。次にそれでは、日程のこの別日程の場合、今、石川議員から出たんですけども、いかがなものでしょうか。6名、石川議員のほうから4人で初日を終えて、2日目をあとの2人という意見が出たんですけど、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。どうですか。内容も皆さん見られたとは、お目通しとは思いますが、どうですか。ほかの。

山下委員。

○山下委員 それでいいと思います。

○吉村委員長 ほかに御意見ありませんか。

それでは9月8日の初日を1番金繁議員から4番石川議員までの4名とするということで、初日はよろしゅうございますね。2日目を9月11日になるんですかね、月曜日、2日目を5番の池田議員、少林議員という2名でしたいということでもよろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 ありがとうございます。今回はですね、それで決定いたしたいと思いますが、説明資料等の持込み申出等については今回は出ていないようでございます。申し添えます。

それでは次にですね、議案の概要説明とその取扱いについてでございますが、理事者提案に関するもの26案出ております。報告4案、決算認定11案、条例改正3案、契約1案、補正予算4案、諮問2案、その他1案、皆さん、お目通しだと思いますが、理事者提案に関するこの議案につきましては、総務課長、企画財政課長、それぞれ出席しております。最初に総務課長から条例関係等の議案につきまして説明を求めたいと思います。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。それでは私が関係します議案のそれぞれのポイントのみ簡潔に説明させていただきます。

初めに、報告第7号専決処分第7号の報告について、損害賠償の和解について説明をいたします。こちら紙のほうでの配布になったろうかと思います。この専決処分は、公用車運転中に起こした自動車事故に関し、相手方と損害賠償の和解をするため、議会に報告するものであります。和解の相手方、事故の概要及び和解の金額は、2ページに記載のとおりで、全額が全国自治協会町村自動車損害保険から支払われております。当日は、私が提案説明をいたします。

議案番号が飛びますが、次に第43号議案、こちらのほうはデータでタブレットのほうに掲載されております。愛南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。本案は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を改正する必要があるため、本条例の一部改正を提案するものであります。一部改正の内容は、2ページの新旧対照表のとおりであります。当日は、中川保健福祉課長が提案説明をいたします。

次に、第44号議案愛南町立学校施設条例の一部改正について説明をいたします。本案は、長月小学校を平城小学校へ、久良小学校を城辺小学校へ、内海中学校を御荘中学校へ再編するため本条例の一部改正を提案するものであります。一部改正の内容は、2ページの新旧対照表のとおりであります。当日は岩井学校教育課長が提案説明をします。

次に、第45号議案愛南町立公民館条例の一部改正について説明いたします。本案は、正木公民館が徳田集会所から旧正木保育所へ移転することに伴い、本条例の一部改正を提案するものであります。一部改正の内容は、2ページの新旧対照表のとおりで、別表第3、正木公民館のホール、研修室、調理室の使用料を新たに追加するものであります。当日は坂本生涯学習課長が提案説明をいたします。

次に、第46号議案R5魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約について説明をいたします。本契約は、魚神山地区において離岸堤の基礎工及び消波ブロック製作、据付けを施工するものであります。令和5年8月21日に入札を執行しており、契約の目的、契約の方法及び契約金額、並びに契約の相手方は記載のとおりであります。2ページに施工場所、3ページに平面図、4ページ縦断図、5ページに断面図を添付しており、桃色の部分が今回の実施部分になります。当日は、濱水産課長が提案説明をします。

最後に、諮問第2号及び諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。こちらは紙でお配りしているかと思えます。人権擁護委員の委嘱につきましては、町長が議会の意見を聞き、候補者を法務局に推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。内海地域の金田孝一氏、一本松地域の狩野瑞穂氏が本年12月31日で任期満了となることから金田氏の再任の推薦、狩野氏は、任期満了をもって退任されますので、後任候補者に西田裕氏を推薦するもので、参考資料としてお2人の経歴等を添付しております。当日は、清水町長が一括に

より提案説明をします。

以上で私からの説明を終わります。

○吉村委員長 はい。総務課長から説明をもらいました。これについて質疑を行います。なお質疑に当たりまして、ちょっと一言申し添えておきます。この議会運営委員会は審議の場ではございませんので、その点よろしく御質疑のほう、よろしく願いいたします。

御質疑ありませんか。

ないようでしたらこれで総務課長の説明を終わります。

次に企画財政課長から、報告をいただきたいと思います。

それでは、清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは企画財政課から説明いたします。

最初に、報告第4号令和4年度愛南町一般会計継続費精算報告書の報告について説明いたします。これは、令和3年度において2か年の継続費として承認をいただいております御荘文化センター空調機改修事業が、令和4年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令の規定により報告するもので、総事業費は8,445万8,000円です。当日は私が提案説明をいたします。

次に、報告第5号令和4年度愛南町の経営健全化判断比率の報告について説明をいたします。愛南町の令和4年度の健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は指標として該当しておりません。実質公債費比率は9.6%であります。

次に、報告第6号令和4年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告について説明をします。公営企業に係る資金不足比率についてですが、全ての会計について該当しておりません。なお、この2議案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく定期的な報告であり、計数的に特に問題となる箇所はなく、決算認定議案と同様、既に監査委員の審査に付して意見をいただいております。この2議案につきましては当日私が一括で説明をいたします。

次に認定第1号令和4年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号令和4年度愛南町病院事業会計決算の認定についてまでですが、こちらにつきましては、例年同様、決算審査会において御審議されるものと思っておりますので、内容の説明については割愛させていただきます。認定第1号から認定第9号までは、前田会計管理者が一括で説明をし認定第10号は中道水道課長が、認定第11号は近田国保一本松病院事務長がそれぞれ説明いたします。

次に、第47号議案令和5年度愛南町一般会計補正予算第4号について、9月補正予算概要説明書により説明をいたしますので、概要説明書の3ページを御覧ください。今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ3億8,527万9,000円を追加し、総額を167億4,170万2,000円とするものであります。それでは、歳出から説明いたしますので、説明書の7ページを御覧ください。

1款議会費は162万9,000円の増額。2款総務費は、4,925万円の増額。3款民生費は、389万7,000円の増額。4款衛生費は、1,465万4,000円の増額。6款農林水産業費は1億172万2,000円の増額。7款商工費は、869万5,000円の増額。8款土木費は8,747万円の増額。9款消防費は1,659万6,000円の増額。10款教育費は1億136万6,000円の増額となっております。主な内容は掲載のとおりです。8ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

歳入につきましては、7ページ上段に掲載しておりますが、10款地方交付税は275万7,000円の増額。12款分担金及び負担金は2,707万3,000円の減額。14款国庫支出金は297万円の減額。15款県支出金は1,288万8,000円の増額。16款財産収入は827万6,000円の増額。18款繰入金は1億6,764万5,000円の減額。20款諸収入は4,340万8,000円の増額。21款町債は1億8,150万5,000円の増額となっております。主な内容は掲載のとおりです。当日は、木原副町長が提案説明いたします。

次に、第48号議案令和5年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算第1号について説明をいたします。資料は、同じく概要説明書の3ページになります。今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を29億8,150万円とするもので、一般被保険者保険税還付金を計上しております。当日は中田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第 49 号議案令和 5 年度愛南町介護保険特別会計補正予算第 1 号について説明をいたします。資料は、同じく概要説明書の 3 ページです。今回の補正予算は、上段表のとおり、歳入歳出それぞれ 6,006 万 4,000 円を追加し、総額を 32 億 9,706 万 4,000 円とするものです。介護給付費準備基金積立金、保険給付費等交付金超過交付返還金を計上しています。当日は、織田高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次に、50 号議案令和 5 年度愛南町上水道事業会計補正予算第 1 号について、補正予算書により説明いたしますので、補正予算書の 3 ページを御覧ください。今回の補正予算のうち、収益的支出については、人件費の補正を。資本的支出については、内海地区配水管移設工事などの建設改良費を計上しています。明細につきましては、16 ページ及び 16 ページから 19 ページのとおりです。当日は中道水道課長が提案説明をいたします。

最後に、第 50 号議案宇和島地区広域事務組合規約の変更について説明いたします。これは、宇和島広域事務組合が運営している特別養護老人ホーム等の介護保険事業に公営企業会計を適用するに当たり、構成団体として規約の変更の議決をするものです。規約の変更の内容は、4 ページの新旧対照表のとおりで、共同処理をする事務のうち、介護保険事業について公営企業会計を適用する旨の変更となっています。当日は、私が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○吉村委員長 ありがとうございます。ただいま、企画財政課長のほうから報告説明をいただきました。これについて、御質疑等ございませんか。質疑ありませんか。

質疑ないようでございます。それでは、そのように、ことよろしく願いをいたしたいと思えます。

次に議会提案に関するものが 1 案出ております。特別委員会設置決議案 1 案でございます。本多事務局長のほうから説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明をいたします。特別委員会設置条例案、決議案が提出予定です。提出者は、石川議員と賛成議員 1 名による、発議となります。本会議では、石川議員の趣旨説明の後、質疑、討論、表決を行います。特別委員会の設置が可決された場合は、委員 13 名を指名しまして、委員を選定をいたします。その後、休憩中に正副委員長の互選を予定をしております。発議の時期は最終日を予定をしております。

以上です。

○吉村委員長 ただいま、本多局長のほうから説明があったとおりでございます。この件について何か御質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 御質疑ないようでございます。それでは、そのように、させていただきます。よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に議案の審議方法に移りたいと思えます。まず、一括提案でございますが、報告第 5 号令和 4 年度愛南町の健全化判断比率の報告についてと、報告第 6 号令和 4 年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告についての 2 議案につきましては、関連性がございまして一括提案とし、質疑は別々に行うという、いつもどおりでよろしゅうございませうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定させていただきます。よろしくお願ひします。

次に認定第 1 号令和 4 年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 11 号令和 4 年度愛南町病院事業会計決算の認定につきましては、続けて 11 議案の提案説明を行い、最終日に質疑、討論、採決を別々に行うというこれも例年どおりですが、ということでよろしゅうございませうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、諮問第 2 号と第 3 号人権擁護委員候補者の推薦についての 2 議案は、関連性がございませうので、一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしゅうございませうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 ありがとうございます。それではそのようによろしく願いいたします。

次に、この決算認定の質疑の方法に移りたいと思います。認定第1号一般会計決算の認定については、歳出は1~4款、6~8款、9~14款の3つに区切り、それぞれを3回とし、歳入は全般で3回、歳入歳出で質疑済みを除く決算書全般で3回を行うということで、これでよろしゅうございますか。今までどおりです。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それではそのように決定をさせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険特別会計決算の認定についてから、認定第9号公共用地先行取得事業特別会計決算の認定についてまでの8特別会計につきましては、歳入歳出全般を通じて行うということで、よろしゅうございますか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それではそのように、決定をさせていただきます。

次に認定第10号上水道事業会計決算の認定についてと、認定第11号病院事業会計決算の認定についてまでの2事業会計につきましては、決算書全般を通じて質疑を行うということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、補正予算の質疑の方法に移らせていただきます。第47号議案の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ全般を通じて質疑を行うということに、いたしたいがこれでよろしゅうございますか。歳入歳出全般を通じて、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それではそのように決定をさせていただきます。

次に48号議案と49号議案の特別会計補正予算につきましては、歳入歳出、全般を通じて質疑を行うということに決定いたしたいが、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、第50号議案の事業会計補正予算について、これにつきましては、予算書全般を通じて質疑を行うということで、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、50号につきましては予算書全般ということで決定いたしたいと思えます。

それでは次に、請願陳情の取扱いについてに移らせていただきますが、受理件数は2案でございます。請願は出ておりません。陳情等が2件、お手元に配付の陳情一覧表のとおり、出ております。この陳情等について御意見等、ございますか。

はい。ではないようですので、ないようでしたら議員全員に写しを配布するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に追加議案についてでございますが、理事者提案について総務課長、出る予定。

○立花総務課長 現時点で追加提案の予定はございません。

以上です。

○吉村委員長 お聞きのとおり現時点ではないということでございます。

議会提案については、本多事務局長。

○本多事務局長 説明をさせていただきます。現在の予定は、議員派遣の件と閉会中の所管事務調査でございます。

議員派遣の件につきましては、9月25日から27日の東京都、千葉県での議員視察研修。そして、10月13、14日の四国地区町村議会議長会議員研修、これ徳島です。そして10月から11

月の間にですね、議会報告会等の3件を予定をしております。

あと、閉会中の所管事務調査としまして継続審査、そして新たな申出を予定をしております。以上です。

○吉村委員長 ただいま局長から説明のとおりでございますが、何か御質疑等ありませんか。金繁委員。

○金繁委員 東京への研修なんですけれども、この前中村先生がいらっしゃったときに、進めていただいていた広報の専門の方とのお会いして話し合う機会っていうのは、検討していただいたんですかね。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 実際東京のですね、研修と時間的にですね、恐らくそういった時間はないので、すいません検討はしておりません。翌27日についてもですね、千葉県での研修があるんですけども、そこもちょっと時間的余裕がないので、今回はちょっと検討はしてないという状況です。

○吉村委員長 ということですが。金繁委員。

○金繁委員 検討していただけるように聞いてたんですけど、いつそうなってしまったのか。説明していただいているんですか。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 現状としてですね、この25から27については、ちょっと時間的余裕がないので到底期間はとれないんですけども、また今後、全協等ですね、そういった広報に関する専門的な方の意見を聞きたいということがございましたら、そこでまた、協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○吉村委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようでしたら、ただいま局長のほうから報告のとおりでございます。よろしくお願いたします。

次に、各委員会の開催についてに移らさせていただきます。

議会運営委員会の開催日なんですが、ただいま総務課長から追加提案はない予定ということでございますので、議会運営委員会も最終日の朝礼も予定はしていないということでございます。よろしくお願いたします。なお、万が一追加議案が出てくれば、9月15日、最終日の午前9時から議会運営委員会を開催をし、続いて9時30分から朝礼の予定です。その場合は事務局のほうから連絡がございますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、会期中の常任委員会請願審査等の開催日なんですが、これ請願がございませんので、これについては、別に開催はないですね。

総務委員長、ないですね。

○石川委員 そうですね。

○吉村委員長 それでは、予定はないということで終わりたいと思えます。

次に閉会中の常任委員会、所管事務調査等でございますが総務常任委員会、産業厚生常任委員会、実施する場合は、各常任委員長、所管事務調査申出書を9月11日月曜日の17時までに事務局のほうへ提出願いたします。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に議員全員協議会でございますが、お手元に配付の議会資料1、決算勉強なんですけれども、9月11日の月曜日が2日目の一般質問が入りましたので、日にちを次の日12日ですね、9月12日の午前10時から、一般会計。特別会計及び事業会計を翌13日午前10時から2日間開催するというので、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのようにこれは決定いたしたいと思えます。議会資料の決算勉強会日程を御覧をいただきたいと思います。これ決算勉強会は議長のも例年どおりですが進行によ

り、財産に関する調書は全般を通じて質疑、また一般会計につきましても、歳出決算の特別、事項別明細書により款を追って歳入決算は全般を通じて質疑を行います。

なお特別会計につきましても、歳入、歳出それぞれ全般を通じて質疑と。

事業会計につきましても、決算書全般として質疑をするという、議員の質疑に答える形、例年どおりですが、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定をいたしたいと思います。

それでは、執行部のほう退席してください。

(執行部退席)

○吉村委員長 それでは、ただいまから、その他に移りたいと思いますが、まず議会基本条例の検証について、議会資料2をお目通しいただきながら、事務局長のほうに説明を求めたいと思います。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

議会資料2を御覧ください。令和5年分の検証方法等について、準備を進めていきたいと考えておりますので、昨年度の報告書を資料として掲載しております。御一考いただきまして12月までにですね、検証の方法等を協議、決定をさせていただきますと考えております。

以上です。

○吉村委員長 今、説明をいただいたとおりなんですけども12月の委員会で、意見をお伺いをいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。これについては、別にないですね。

それでは次に、傍聴規則について議会資料3を見ながら局長のほうから説明を願います。

本多局長。

○本多事務局長 議会資料3を御覧ください。前回資料を示したところですが、前回の手続の方法だけではなくて、意見としまして録画録音のですね、手続であるとか制限であるとか、また乳幼児の入場についてですね、そういったことについても協議をしておくかという意見がございました。また、現状を踏まえて秩序維持のためには、傍聴規則が必要との意見がございましたので、標準の傍聴規則と愛南町の議会の傍聴規則の対照表をお示しをしております。傍聴規則の第4条につきましても手続等を定めております。また、第7条4項に児童及び乳幼児の入場について、また、第9条については録音についての規定がございますが、このいずれの規定につきましてもですね、制限はついておりますが、議長の許可においてですね、行うことができるということになっておりますので、運用方法次第でですね、対応できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○吉村委員長 ただいま局長のほうから説明をいただきました。これについて、御質疑等御意見等ありませんでしょうか。

金繁委員。

○金繁委員 議長の許可を得た場合は、録音とか写真もオーケーということなんですけど、これは具体的には、傍聴に来られたそのときに事務局に言えばいいんですかね。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 実際、具体的にはそういった形になろうかと思っております。

以上です。

○吉村委員長 よろしいですか。

議長の運用ということでございます。ほかにないようでしたら、この件については終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、その他のその他に移行いたします。初日8日ですね、そして2日目11日は第47号議案一般会計補正予算第4号についての初日やないやろうか。2日目ですかね。47号議案一般会計の補正予算第4号についての提案説明までにとどめ、質疑、討論、採決は最終日15日にするというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それではそのように決定をさせていただきます。

次に服装についてでございますが、これは申し合わせ事項のとおり上着を着用しなくてもよいということに一応なっております。ネクタイは自由ということでございますので、これについては別にないですね。コロナが少しまた流行ってきているようではございますけれども、対策についてでございますが、前立て横立ては庁舎管理と同様にして設置、マスクの着用は個人の判断とする。休憩時に換気を行う。傍聴についてはマスクは自由、傍聴席の間隔なしとする。アルコール消毒を出入口に設置すると、いつもどおりでございます。そういうことなんですけれども、ほか何かその他で。

金繁委員。

○金繁委員 今のコロナ対策なんですけど、つい立てというかありますよね。議員が立つところと理事者側の立つところの、あのつい立てはしたままなんですかね。2メートル以上離れてるので、あれももう取っていいんじゃないかと思うんですけれども。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 この取扱いについてなんですけども一応ですね、庁舎の中、うちの事務所なりとかですね、いうところの取扱いについてもですね、今のところは、つい立てを置いたような形です。予防対策として現在残っております。その運用をですね、一応議場にも庁舎内などで適用させていただいているというところでございます。

以上です。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 庁舎内でまだ置いているということなんですけど、置かないといけない根拠ってというのはなくて、むしろ2メートル離れてたら、もう大丈夫ということで、取ってきてるところが出てくると思います。これはもう議会で決めることなんで、皆さんの御意見で決めたらどうかと思うんですけど委員長いかがでしょうか。

○吉村委員長 はい、意見が出ましたので、それでは委員の皆さん、それぞれ聞きたいと思いますが、まず吉田委員。

○吉田委員 私は、そのまま。庁舎内がそういう現状であればそれに合わせてでいいと。

○吉村委員長 今のままで。

石川委員。

○石川委員 私はもう運用を変えてですね、議場は議場で全協で決めるか、ここの議運で提案するかという手はあるとは思いますが、本来でしたらこれはもう撤廃してですね、運用も早く変えるべきだと思いますけど、運用はいつ頃変わるんですか。検討は。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 庁舎管理の担当はですね、総務課のほうなので実際そういった見込みがあるのかという情報はですね、私もまだ得てないんですけれども現状のところはですね、残しているということが状況でございます。

以上です。

(発言する者あり)

○吉村委員長 それぞれ意見を聞きたいと思います。

はい。

○山下委員 今委員の意見を聞きよんでしょ。私は別にあっても差し支えないんで、現状どおりでいいと思います。

○吉村委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 私はもう、思い切って、もう議会のつい立てについてはなくしたほうがいいと思います。もう第5類になってきたらという状況からして、率先してのけることによって、また町民の方にも、ある程度アピールできるんじゃないかと思いますので。

○吉村委員長 皆さんの意見それぞれなんですけど、ここで多数決採ってまでのことはないんじゃないかと私は思うんですが、どうですか。議長。

- 佐々木議長 皆さんの意見に従います。
- 吉村委員長 それじゃちょっとまとまらんのやけど、多数決採らないけんなるんやけども。
はい。
- 佐々木議長 私もやっぱそのつい立てはのけたほうがいいんじゃないかなと思います。第5類にもなったし、今ちょっと感染がちょっと増えておりますが、世の中そのようになってますんで、私はそう思います。皆さんの意見を聞いてください。
- 吉村委員長 御承知のように、委員会は議長の諮問機関でございます。議長がそういうことであればそのようにもうしていいのかなと思いますけどどうですか。
(「はい」と言う者あり)
- 吉村委員長 それではもうそのように、そんなことで。
- 本多事務局長 一つ確認だけ。
- 吉村委員長 本多局長。
- 本多事務局長 今の話なんですけども、いわゆるその横のつい立てと前立てがあるんですけど全てということよろしいですか。それとも横は残したまま、前立てだけ外すということでしょうか。
- 本多事務局長 全てということですかね。
(発言する者あり)
- 本多事務局長 はい、一応全てということで。
- 吉村委員長 そしたら全て撤去ということで決定いたしたいと思います。そしたら朝礼でその旨、議長よろしくお願いします。
ほかに何か。
吉田委員。
- 吉田委員 今日防災の日なんですけども、全く安否確認とかです、危機感が全く議員の中にない。これが今、現状で本当に情けないと思うんですね。危機感が本当に全体的にないんですよ。少なくともですね、多分議運で緊急連絡網、議員のですね、これはもう任せたような気がして、任せた議運で決めてくださいっていう状況に過去になっているわけなんですけど、全くその緊急連絡網も全くないし、どういうふうな例えば緊急で職員がですね、招集されるときも議員はどういうふうな対応をとればいいのか、そういうのも全くない状態で、せっかく防災の日なものですから、その辺もきちっと決めていくべきではないかなと思うわけなんですけど、ここで議運のほうで決めていただいて、緊急連絡網くらいは少なくとも作成する。それから安否確認についても、防災の日くらいはですね、どこの企業も日本全体が多分安否確認、連帯していると思いますのでねそういったものが全くない状況の中で、本当に危機管理が通ってるかどうか、すごく不安に感じるのですね。それについて少なくとも議員の中の緊急連絡網はつくるべきではないかと思うのですが。
- 吉村委員長 吉田委員からそういう意見出たんですけども、暫時休憩します。
(休憩)
- 吉村委員長 そしたら休憩を解き再開いたします。休憩前の吉田委員の貴重な意見ございましたけども、これにつきましては、今度全員協議会で皆さんに諮って全員協議会の中で方向づけを決めていきたいと思っております。
そのようにしたいと思っておりますがこれでよろしゅうございますか。
(「はい」と言う者あり)
- 吉村委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにございませんか。
ないようでしたらこれで議会運営委員会を閉会いたしたいと思っております。活発な御意見、前向きな御意見ありがとうございます。

議会運営委員会委員長